

「房総ジビエフェア2023」開催要領

1 趣 旨

県内で捕獲され、県内の食肉処理加工施設で適切に処理・加工されたイノシシやシカの肉（以下、「房総ジビエ」という。）の消費を喚起するため、各飲食店が房総ジビエを使用したメニューを提供する「房総ジビエフェア2023」を開催する。

2 主 催 千葉県

3 運営委託先 株式会社オニオン新聞社

4 企画概要

(1) フェア名称

房総ジビエフェア2023

(2) 期 間

令和5年1月20日（金）から2月28日（火）まで

(3) 対象店舗

飲食店（ホテル等の飲食施設や、キッチンカー等の移動型店舗を含む）

(4) 提供するPR資料

ポスター、プレゼント応募用はがきを参加店舗に送付する。

(5) プレゼント企画

プレゼント応募用はがきに掲載された二次元コード又は必要事項を記入したはがきから申し込んだ方の中から抽選で、100名に県産品等が当たるプレゼント企画を実施する。

(6) メディア等によるPR

ア SNSを活用したWebプロモーション

イ 県ホームページ内「教えてちばの恵み」ウェブサイトページでのPR

ウ 「教えてちばの恵み」公式FacebookでのPR

エ メディア等へのプレスリリース

5 参加条件

フェアに参加する飲食店は、次の条件を全て満たすこと。

(1) 企画内容を理解し、房総ジビエを使用したメニューを、フェア期間中通算10日以上、提供すること。また、上記メニューを注文した方に、プレゼント応募用はがきを提供し、プレゼント企画について概要を説明すること。

(2) フェア期間中、提供する資料等を活用し、店内や店頭及びホームページ等において「房総ジビエフェア2023」のPRに努めること。

(3) 房総ジビエを提供する際は、県内の房総ジビエを扱う食肉処理加工施設等から仕入れた肉を使用すること（詳細は千葉県公式HPの房総ジビエPRページを参照。

(URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/torikumi/bosogibier/shoplist.html>)。

また、「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」を遵守すること。

(4) フェア終了後、県が実施するアンケートに協力すること。

(5) 千葉県が定める新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止対策チェ

ックリスト」等により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底すること。また、上記の他、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、各都道府県から事業者の皆様へ要請やお願いをする場合にご協力いただけること。

6 参加費

無料（但し、申込に要する経費、食材の購入費用及び店独自でPRする際の資材等に掛かる費用は参加店の負担とする。）

7 申込方法

下記の(1)又は(2)により令和4年12月23日(金)までにお申込みください。

(1) 下記のURLまたは二次元コードから「房総ジビエ特設サイト」にアクセスし、応募フォームに必要情報を入力の上、申し込む。

特設サイトURL：<https://bosogibier.com>

二次元コード：



<特設サイトURL、二次元コードからのお申込みに関する問い合わせ先>
房総ジビエPR事務局

(株式会社オニオン新聞社内/担当：山本・鈴木)

Email：info@bosogibier.com

TEL：043-201-8811 FAX：043-201-8815

※ 電話での問い合わせは、平日の午前9時から午後6時までに行うこと。

(2) 県ホームページから参加飲食店同意書及び参加申込書をダウンロードし、必要情報を記入の上、下記連絡先にメール又はFAXにて送付する。

<県ホームページURL>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/torikumi/bosogibier/gibier2022/fair.html>

<県ホームページからのお申込みはこちら>

千葉県農林水産部流通販売課販売・輸出促進室（担当：久保村、狩野）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

E-mail：3085hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL：043-223-3085 FAX：043-227-8307

※ 電話での問い合わせは、平日の午前9時から午後5時までに行うこと。

8 フェア内容の変更又は中止

新型コロナウイルス感染症拡大等により、フェアの内容を変更又は中止する場合があります。

9 個人情報の取扱い

取得した個人情報は、千葉県個人情報保護条例に則り、適正に管理する。また、本フェアや房総ジビエ、県産農林水産物の利用推進に係る目的以外には使用しない。